**平成２８年（フ）第１７６号**
神奈川県小田原市久野25番地の１　奥津貸家Ｃ号棟
破産者　金澤　　武
１　決定年月日　平成28年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２８年（フ）第４０１号**
札幌市北区新川５条３丁目２番５号　コーポ京201号
破産者　増谷　洋行
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第９３６号**
札幌市南区石山東５丁目１番41号　健康の館Ｃ号
破産者　廣川　勝博
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２８号**
仙台市宮城野区白鳥２丁目31番36号レオパレス白鳥101、従前の住所仙台市青葉区西勝山３番35号　エバーベル西勝山103
破産者　津藤　義英
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２８年（フ）第２３４号**
仙台市宮城野区福田町１丁目７―12　サンライズＫ102、住民票上の住所茨城県土浦市並木１丁目10番13号　南晃台202
破産者　河田　健次
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２７年（フ）第３２１号**
茨城県常陸大宮市千田2090番地
破産者　大竹　礼子
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

**平成２８年（フ）第２４号**
茨城県東茨城郡茨城町大字上石崎1837番地
破産者　藤枝真由美
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

**平成２８年（フ）第７２号**
茨城県水戸市西原２丁目14番11号　ルミエール西原Ｂ棟102号
破産者　高田さゆり
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

**平成２８年（フ）第１１０号**
茨城県水戸市見川３丁目849番地の３　アークビレッジＥ棟101号
破産者　青木　　衛（旧姓石川）
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

**平成２８年（フ）第１１７号**
茨城県笠間市仁古田571番地
破産者　白田　友子
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

**平成２７年（フ）第５１５号**
埼玉県入間郡毛呂山町前久保南４丁目35番地７
破産者　今井　達也
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２７年（フ）第６１９号**
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1807番地５　クローバー　ウィル103号
破産者　山崎　健実
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２８年（フ）第２３６号**
埼玉県鶴ヶ島市富士見４丁目７番13号、前住所埼玉県鶴ヶ島市富士見５丁目４番11―207号　ダイアパレス若葉富士見公園
破産者　南　　和隆（旧姓鈴木）
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２８年（フ）第２４９号**
埼玉県狭山市狭山台４丁目27番地の７
破産者　藤田　英也
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２７年（フ）第１６５４号**
神奈川県藤沢市湘南台６丁目46番地の３　ネピア湘南Ⅱ102
破産者　我妻佐斗史
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第１７４号**
横浜市中区野毛町２丁目77番地１　ニックハイムリビュレット野毛805号室、旧住所横浜市西区西戸部町２丁目166番地
破産者　齋藤　　稔
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第９２７号**
横浜市磯子区杉田５丁目26番１―113号
破産者　和井田雄子
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第１２０１号**
横浜市泉区上飯田町4552番地４　ハウスマロニエ203号、旧住所横浜市泉区上飯田町4728番地９
破産者　加藤　　透
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部